

川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)

※国基準はすべて従うべき基準

項目	国基準改正内容	市基準改正案
保育所等との連携	<p>(第六条改正部分)</p> <p>次のいずれかに該当するときは、家庭的保育事業者等による保育の終了に際して、引き続き教育又は保育の提供について連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園の適切な確保についての規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 市が保育の需要に対する利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等の卒園児を優先的に取り扱う措置、その他引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等による連携協力を行う施設の確保が、著しく困難であると認めるとき</p>	<p>国基準どおり</p>
居宅訪問型保育事業	<p>(第三十七条改正部分)</p> <p>居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3)改正なし</p> <p>(4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5)改正なし</p>	<p>国基準どおり</p>